

8 下第 3 0 号 道路維持補修工事

特記仕様書

筑西市 都市建設部 道路維持課

特記仕様書

第1条（適用）

1. 本特記仕様書は、8下第30号 道路維持補修工事に適用する。
2. 本特記仕様書は、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」を補完する。

第2条（仕様書等）

1. 本工事は、下記の仕様書等により施工するものとする。
 - (1) 筑西市工事請負契約約款
 - (2) 特記仕様書（本特記仕様書）
 - (3) 茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書
 - (4) 茨城県土木工事施工管理基準
 - (5) 茨城県土木工事出来形及び品質の規格値
 - (6) 筑西市建設工事執行規則
 - (7) 労働安全衛生規則
 - (8) 土木工事保安対策技術指針
 - (9) 土木工事安全施工技術指針
 - (10) 設計図書
 - (11) その他関係法令
2. 受注者は、施工にあたり上記の仕様書等以外による場合及び設計図書等に疑義を生じた場合は、予め監督員と協議のうえ実施するものとする。

第3条（工事数量）

1. 当該工事における工事数量は、別紙「元設計数量総括表」のとおりとする。

第4条（材料）

1. 本工事に使用する材料はすべて受注者が調達するものとする。各種材料は、特に指定するもの以外は、日本工業規格（以下、「JIS」という。）に適合しなければならない。
2. 当該工事における材料の形状・材質等は「参考資料説明書」及び「元設計数量総括表」、「設計図面」同等品以上のものとする。
3. 受注者は、施工に先立ち監督員に「材料使用届」を提出し、事前に承認を得なければならない。また必要に応じ「試験成績書・見本・カタログ・承認図等」を添付すること。
4. 工事中材料は、使用前にその品質、寸法等又は、見本品の検査を受け、合格したものでなければならない。
5. 茨城県リサイクル建設資材である再生加熱アスファルト混合物は溶融スラグ混入を使用のこと。

第5条（安全管理）

1. 受注者は「土木工事保安対策技術指針」「土木工事安全施工技術指針」及び関係法令等に基づき、標識・照明灯等の保安施設やバリケード等の防護施設の設置を完全を実施すること。
なお、夜間・休日（夏休みや年末年始の連続休暇を含む。）については特に注意し、必要により現場パトロールを行い、またその計画及び結果を監督員に報告すること。
さらに、工事着手前に受注者の責任において工事概要及び交通規制の方法等について地元住民に対し、十分説明し理解を得た上で当該工事を実施するものとし、工事施工中においても隣接の地

権者等及び第三者に対し危害を与えぬよう細心の注意を払うと共に、現場監視を十分行い、現場作業員に対しても労働災害・安全管理における注意を徹底させること。

また、当該工事施工中において一般交通を規制する場合は、交通整理員を適正な場所に配置すること。

第6条（事前調査）

1. 受注者は、工事着手前に原則として監督員立ち会いのもと既設埋設物等の調査を実施するものとする。さらに、必要に応じては試験掘りを実施するものとし、調査後速やかにその結果を監督員に報告するものとする。

また、調査の結果、本工事の施工に支障が生じる可能性がある場合においては、監督員と協議の上施工するものとする。

なお、上記の調査の結果、工法及び設置箇所等の変更については、設計変更の対象とする。

第7条（建設副産物実態調査）

1. 第15条建設副産物実態調査(センサス)の対象となる建設副産物の品目については、「建設リサイクルデータ統合システム(COBRIS)」によりデータを作成後、実施書を監督員に提出すること。

第8条（建設副産物のリサイクル等）

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法（※）
	① 仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類・処分量	施設の名称	所 在 地
アスファルト殻 88.4 t (掘削材)	関東道路(株)	筑西市下川島 635 運搬距離 6.4 km

※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りでない。

・受入時間 午前9：00 ～ 午後5：00まで

2. 受注者は、分別解体等・再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、別添様式1により監督員に報告すること。

(1) 再資源化が完了した年月日

(2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(3) 再資源化等に要した費用

第9条（建設機械）

1. 使用機械のうち、バックホウについては排気ガス対策型の第2次基準値以上のものを、ブルドーザ、モーターグレーダー、ロードローラー、タイヤローラについては、排気ガス対策型の1次基準値以上のものを使用すること。
2. 排気ガス対策型機械の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。なお、排気ガス対策型機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

第10条（過積載の防止）

1. 本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。
 - (1) 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - (4) さし柵装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不正表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
 - (5) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
 - (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為（過積載、さし柵装着車や不正表示車等の使用）を行っている場合には、早急に不正状況を解消する措置を講ずること。
 - (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - (8) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

第 11 条（不正軽油の使用防止）

1. 本工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。
 - (1) 現場で不正軽油を使用しないこと。
 - (2) 現場で不正軽油を使用させないこと。
 - (3) 不正軽油を購入しないこと。
 - (4) 取引関係にある運送事業者が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
 - (5) 下請契約の相手方、または燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または、不正軽油を販売する者を排除すること。
 - (6) 当該工事に関して、法令（地方税法等）に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

第 12 条（労働安全衛生法等の遵守）

1. 受注者は共通仕様書第 1-1-1-34 に基づき、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、特に次の事項に留意すること。
 - (1) 受注者は、高所作業における作業床、囲い、二段手すり、幅木、防網の設置、作業員の安全帯の使用、悪天候時の作業禁止、照度の保持、踏み抜きの防止、不用のたて杭等における危険の防止、昇降設備の設置、墜落危険個所の立入禁止等により、墜落・転落災害の防止措置を講じること。
 - (2) 受注者は、建設機械による作業に先立ち、当該建設機械の転落、地山の崩壊等による作業員の危険を防止するため、地形や地質の状況等を調査し、作業計画を定めてから作業を行うこと。
また、作業中は、機械の制限速度、転落・接触等の防止、誘導者の合図、運転者が運転位置から離れるときの措置、機械の移送、搭乗・使用の制限、修理等について、関係法令を遵守すること。
 - (3) 受注者は、地山の掘削作業に先立ち、地山の崩壊や埋設物の損壊等により危険を及ぼすおそれのあるときは、作業箇所及び周辺の地山について調査し、掘削の時期及び順序を定めて作業を行うこと。また、土砂崩壊災害の防止等のため、手堀り掘削における掘削面の勾配や土止め支保工、防護網の設置、作業員の立入禁止、埋設物等による危険防止、掘削機械等の使用制限、誘導者の配置、保護帽の着用、照度の保持等について、関係法令を遵守すること。
 - (4) 受託者は、建設機械の操作や玉掛け作業を、法令で定める免許を有する者、または技能講習や特別教育修了者に行わせること。
 - (5) 受注者は、掘削面の高さが 2 m 以上となる地山の掘削作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、土止め支保工作業主任者を選任しなければならない。
2. 受託者は、監督員より作業員の免許等の提示を求められたときは、協力すること。

第 13 条（基準点・水準点）

1. 基準点・BM は設計図書等に記載されているもの及び監督員から指示されたものを使用するものとする。なお、受注者は工事着手前に高さ・基準点等を確認し、確認後速やかに監督員に報告するものとする。

第 14 条（工事の補償）

1. 本工事完成引き渡し後といえども、道路面に不等沈下等が生じた場合において、明らかに本工事に起因したと認められたときは受注者の責任において補償するものとする。

第 15 条（提出書類）

1. 施工計画・施工段階における提出書類等

受注者は、設計図書（仕様書含む）及び「建設リサイクル法」などの関係法令に遵守して施工計画を作成するものとする。

この場合、受注者は、施工計画に添えて別表 2 の計画書等必要書類を提出するものとする。

2. 工事完了段階における提出書類等

受注者は、完成書類に添えて別表 2 の実施書等必要書類を発注者に提出するものとする。

3. その他

受注者は、マニフェストの写し、リサイクルに関する伝票等、工事で発生した建設副産物が適切に処理されたことを確認するために必要とする書類を発注者に提出するものとする。

第 16 条（その他）

1. 工事カルテの作成・登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (CRINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない（ただし、工事請負代金 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

2. その他

受注者は、別紙チェック表に従い、必要とする書類を指定された期日までに提出すること。また、竣工時には、チェック表を提出すること。

3. 隣接工事（隣接工区）

当該工事（当該工区）のほかに隣接工事（隣接工区）があり調整を必要とする場合は、受注者同士で協議調整を行い監督員への報告すること。

第 17 条（異議）

1. 本工事の施工及び設計図書等に異議が生じた場合には、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

別表 2

書 類 名 称	対 象 工 事	様式	備 考
再生資源利用計画書 (施工前)	・建設リサイクル法の対象建設工事 ・土砂 500m³ 以上を搬入する工事 ・碎石（再生碎石含む）500t 以上を搬入する工事 ・加熱アスファルト 200t 以上を搬入する工事		
再生資源利用促進 計画書 (施工前)	・建設リサイクル法の対象建設工事 ・建設発生土 500m³ 以上を搬出する工事 ・廃棄物全体で 200t 以上排出する工事		
建設廃棄物処理 計画書 (施工前)	・建設廃棄物（建設資源利用促進計画書の品目以外）が搬出される工事		
再生資源利用実施書 (完了時)	・建設リサイクル法の対象建設工事 ・土砂 500m³ 以上を搬入する工事 ・碎石（再生碎石含む）500t 以上を搬入する工事 ・加熱アスファルト 200t 以上を搬入する工事		・発注者へ 1 部提出 ・受注者 1 部保管 (工事竣工後 5 年間)
再生資源利用促進 実施書 (完了時)	・建設リサイクル法の対象建設工事 ・建設発生土 500m³ 以上を搬出する工事 ・廃棄物全体で 200t 以上排出する工事		・発注者へ 1 部提出 ・受注者 1 部保管 (工事竣工後 5 年間)
建設廃棄物処理 実施書 (完了時)	・建設廃棄物（建設資源利用促進計画書の品目以外）が搬出される工事		・発注者へ 1 部提出 ・受注者 1 部保管 (工事竣工後 5 年間)
建設リサイクル法 第 18 条第 1 項に基づ く報告書（完了時）	・建設廃棄物（建設資源利用促進計画書の品目以外）が搬出される工事		報告する内容 ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化に要した費用

※様式は、茨城県建設リサイクルガイドライン関係書類を参考のこと

令和 年 月 日

再 資 源 化 等 報 告 書

工 事 名	工事
受 注 者	
現 場 代 理 人	

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 再資源化が完了した年月日
令和 年 月 日
2. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
別添 再生資源利用促進実施書のとおり
3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
_____万円（税込み）